

○厚生労働省令第百六十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）
第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二
条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正
する省令を次のように定める。

平成二十八年十一月一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定
薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物
及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部
を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対

象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(指定薬物)</p> <p>第一条</p> <p>【一〇五十一 略】</p> <p>五十二 N―エチル―一・二―ジフェニルエチルアミン及びその塩類</p> <p>五十三〇九十五 【略】</p> <p>九十六 二―「(ジメチルアミノ)メチル」―</p> <p>―(三―ヒドロキシフェニル)シクロヘキサノール及びその塩類</p> <p>九十七〇百五十八 【略】</p>	<p>(指定薬物)</p> <p>第一条</p> <p>【一〇五十一 同上】</p> <p>【号を加える。】</p> <p>五十二〇九十四 【一号ずつ繰り下げる。】</p> <p>【号を加える。】</p> <p>九十五〇百五十六 【二号ずつ繰り下げる。】</p>

百五十九 N―(ニ―フルオロフェニル)―ニ

―メトキシ―N―(ニ―フェネチルピペリジ

ン―四―イル)アセトアミド及びその塩類

百六十―二百五十一 【略】

(医療等の用途)

第二条 【略】

【一―五 略】

【略】	
一―「(ニ・ニ―ジフルオロベンゾ「d」	元素又は化合物に化学
一・三」ジオキソール	反応を起こさせる用途
―五―イル)メチル	

【号を加える。】

百五十七―二百四十八 【三号ずつ繰り下げる

。】

(医療等の用途)

第二条 【同上】

【一―五 同上】

【同上】	
一―「(ニ・ニ―ジフルオロベンゾ「d」	元素又は化合物に化学
一・三」ジオキソール	反応を起こさせる用途
―五―イル)メチル	

<p>備考 表中の【】の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<table border="1"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>【略】</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>ピペラジン、その塩類及びこれらを含む物</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>二―「(ジメチルアミノ)メチル」―(三―ヒドロキシフェニル)シクロヘキサノール、その塩類及びこれらを含む物</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>学術研究又は試験検査の用途(ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。)</p> </td> </tr> </table>	<p>【略】</p>	<p>ピペラジン、その塩類及びこれらを含む物</p>	<p>二―「(ジメチルアミノ)メチル」―(三―ヒドロキシフェニル)シクロヘキサノール、その塩類及びこれらを含む物</p>	<p>学術研究又は試験検査の用途(ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。)</p>
	<p>【略】</p>	<p>ピペラジン、その塩類及びこれらを含む物</p>	<p>二―「(ジメチルアミノ)メチル」―(三―ヒドロキシフェニル)シクロヘキサノール、その塩類及びこれらを含む物</p>	<p>学術研究又は試験検査の用途(ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。)</p>	
<table border="1"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>【同上】</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>ピペラジン、その塩類及びこれらを含む物</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>【項を加える。】</p> </td> <td></td> </tr> </table>	<p>【同上】</p>	<p>ピペラジン、その塩類及びこれらを含む物</p>	<p>【項を加える。】</p>		
<p>【同上】</p>	<p>ピペラジン、その塩類及びこれらを含む物</p>	<p>【項を加える。】</p>			

附 則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。